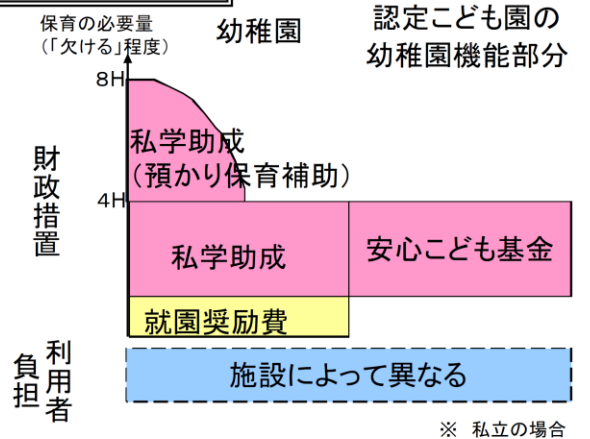


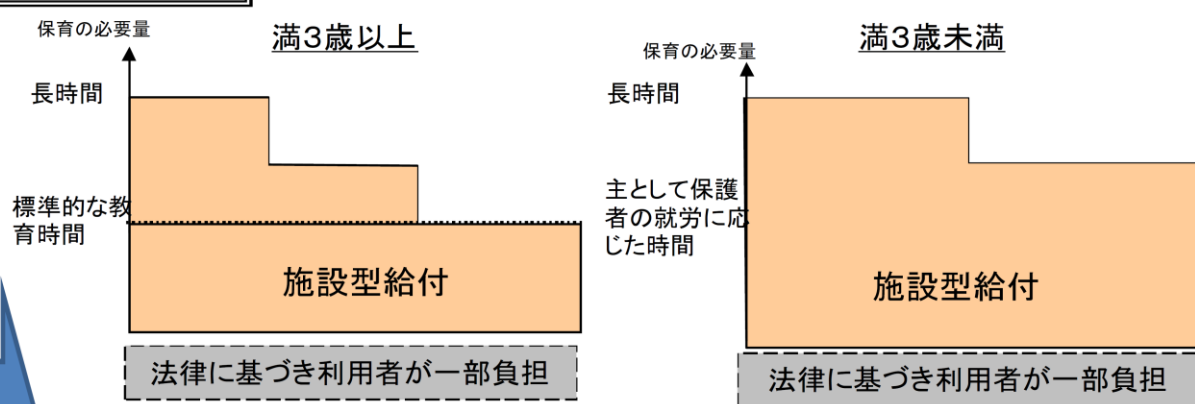
施設型給付の構造

- 施設型給付については、次のような給付構成を基本とする。
- 満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
 - 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

<現行制度>



<新たな制度>



○ 給付に係る財政措置は次のとおり。

私立施設・・・国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

公立施設・・・市町村10/10(地方交付税措置による一般財源)

※施設型給付には現行制度の公費に加え、消費税増収分等を財源として、公私ともに質向上等が図られる。

※学校教育のみを利用する子どもに係る施設型

給付の支給の基準及び費用の負担等については経過措置がある(次ページ参照)

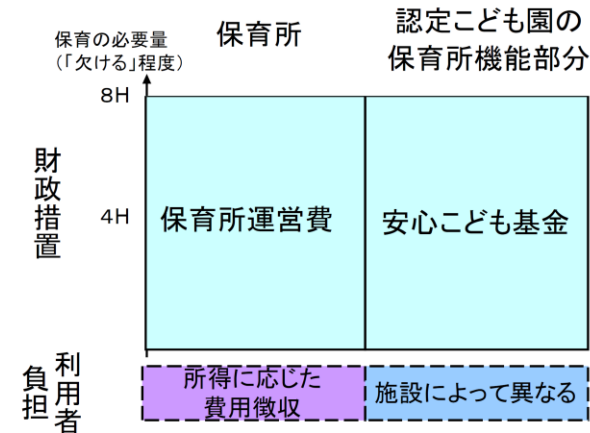
※地域型保育給付については公私ともに国1/2、県1/4、市1/4。

○ 私立保育所は、児童福祉法第24条に則り、市町村から委託費として支払い。

○ 施設型給付の対象となる教育・保育施設として確認を受けない申出を市町村に行った幼稚園に対しては、私学助成及び就園奨励費補助を継続

※上記の他、私立幼稚園に対しては特色ある取組(例:特別支援教育等)に対する奨励的な補助として私学助成を措置。

※休日保育、早朝・夜間保育についても対応する。



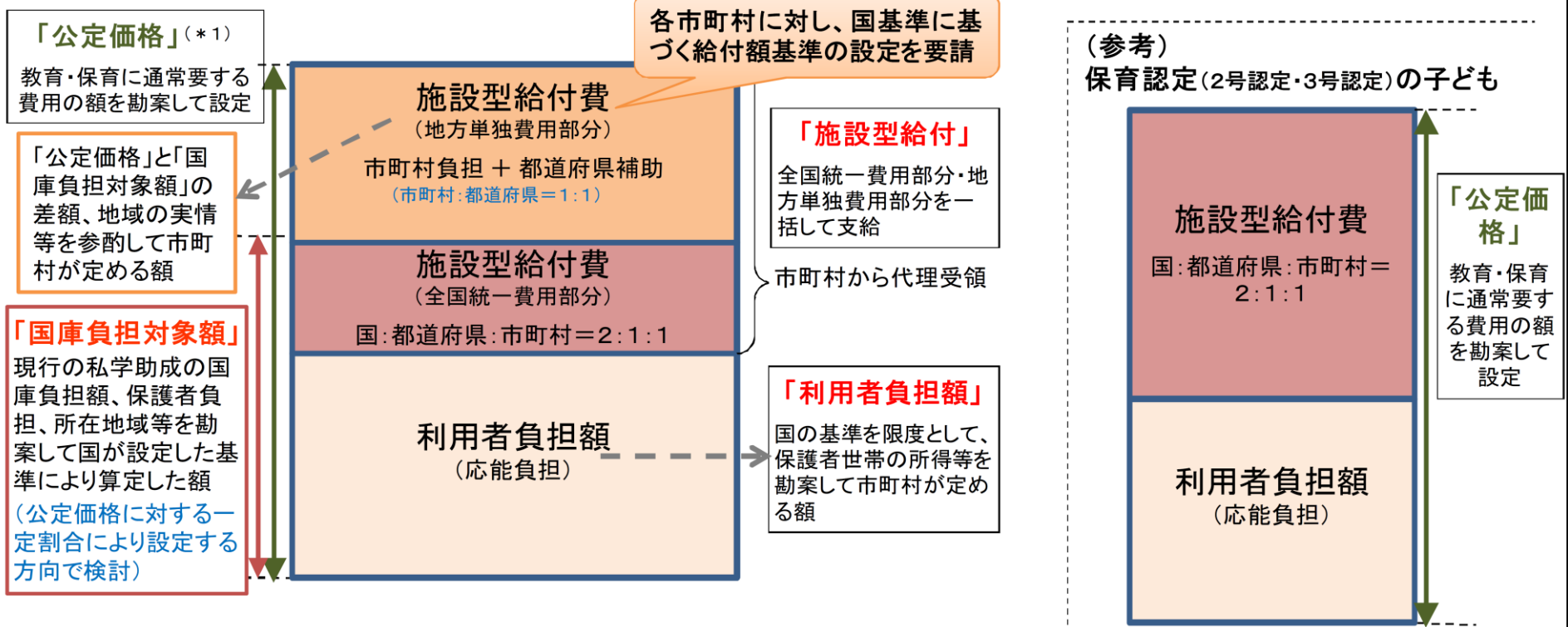
教育標準時間認定の子どもに係る施設型給付の構造（公定価格及び利用者負担）

○ 教育標準時間認定（1号認定）の子どもに係る施設型給付については、幼稚園に係る現在の国・地方の費用負担状況や都道府県間のばらつきを踏まえ、円滑な移行のために、当分の間、全国統一費用部分（義務的経費）と地方単独費用部分（裁量的経費）を組み合わせる施設型給付として一体的に支給することとされている。（子ども・子育て支援法附則9条）

「施設型給付費」 ≡ 「公定価格」（通常要する費用） - 「利用者負担額」（応能負担）

うち 「施設型給付費」（全国統一費用部分） = 「国庫負担対象額」 - 「利用者負担額」

「施設型給付費」（地方単独費用部分） ≡ 「公定価格」 - 「国庫負担対象額」



* 1 国において「公定価格」(通常要する費用)を告示する。